

事業コード	03040101	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略			
事業名	6次産業化総合支援事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化			
		指標コード	01	施策目標(指標)名	異業種連携による6次産業化の促進			
部局名	農林水産部	課室名	農業経済課	班名	調整・6次産業化班			
			(tel)	1763	担当課長名	本藤 昌泰	担当者名	渡辺奈緒子

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成25年度 ~ 令和69年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 農業経営を取り巻く環境は、経済のグローバル化や規制緩和の進展など大きく変化してきており、農山漁村の存続・成長の手段として、生産物の付加価値を高める6次産業化の取組の必要性が高まっている。本県の6次産業化の取組は、農業法人等を中心に徐々に増加しているものの、個別完結の取組が多く規模が小さいため、農山漁村の所得向上や雇用をもたらす規模の取組を増やす必要がある。そのため、案件の発掘から構想実現のためのソフト・ハード支援まで総合的なサポートを実施する。</p>	<p>3. 事業目的 (どういう状態にしたいのか) 農林漁業者自らが行う経営の多角化や農林漁業者と加工業者等の異業種との交流・連携の促進、さらに女性農業者の起業活動の発展など、農林漁業の6次産業化を総合的に支援し、農山漁村における所得や雇用の増大、地域活力の向上を図る。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 6次産業化は、生産・加工・流通・販売などの様々なノウハウや経験を必要とする取組で、各部門の課題等に柔軟に対応できる支援体制の構築が必要となっている。また、農林漁業者単独(経営の多角化)で6次産業化に取り組むには、ノウハウや資金の不足等が課題であるため、2次・3次の異業種と連携した取組を積極的に推進しているが、農林漁業者と異業種の情報交流の場が少ない状況であることから、互いの強みを持ち寄る交流の機会を増やし、新ビジネスのシーズを増やす支援が必要である。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県、農林漁業者、農林漁業団体、商工団体ほか</p> <p>②事業の対象者・団体 農林漁業者、農林漁業団体、商工団体ほか</p> <p>③達成のための手段</p> <p>・案件の発掘から事業化まで総合的に支援する体制の整備 ・6次産業化の取組に必要な加工・販売に関する施設・機械等の導入助成 ・異業種連携の促進 ・新たなビジネスモデルの構築・提案</p>		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R02年 12月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ○ a 増大した ● b 変わらない ○ c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p>□ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット</p> <p>■ その他の手法 (具体的に 6次産業化推進協議会)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>人脈づくりにつながる機会の提供が役立ったという意見があった。また、商品開発や販路開拓などに対するソフト・ハード支援への要望は引き続き大きい。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 6次産業化の取組は着実に進展しているものの、規模が小さく、所得向上や雇用創出への貢献度はまだまだ低い状況である。首都圏で勝負できる商品開発による販路拡大や園芸メガ団地等の農産物活用など、地域一体となった取組を推進することにより、更なる所得や雇用の増大に結びつけていく。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>県産農産物を活用した6次化商品の首都圏小売店での定番化を図るため、食品卸と県内6次化事業者が共同で行う商品開発を支援するほか、園芸メガ団地等により産地形成が進みつつあるニンニク、タマネギ、シイタケを対象に、付加価値の高い産地形成を図るため設立されたクラスター協議会が行う一次加工品の商品開発を引き続き支援する。</p>		

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	6次産業化サポート体制強化事業	県内農林漁業者等の6次産業化を推進するため、相談窓口を設置し、構想段階から事業化まで総合的に支援する。	8,686	6,039	7,434	7,434	7,434	7,434		
03	異業種連携促進活動推進事業	農業経営体等が主体となった一次加工品の供給体制の構築や産学官金が参画するクラスター協議会による地域農産物を活用したビジネス創出を促進する。	5,728	4,518	14,189	14,189	14,189	14,189		
04	新需要創出型6次産業化商品開発事業	首都圏で定番商品となる6次化商品を創出するため、県内の事業者と食品卸が共同で行う商品開発を支援する。	4,311	2,843	2,104					
財源内記			左 の 説 明							
	国庫補助金	農山漁村6次産業化対策事業補助金、消費者行政強化交付金	18,726	13,399	23,727	21,623	21,623	21,623		
	県債		10,635	7,976	16,371	16,371	16,371	16,371		
	その他の	農林漁業振興臨時対策基金繰入金	8,090	5,423	7,356					
	一般財源			0		5,252	5,252	5,252		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標 I	指標名	6次産業化に取り組む事業体の農業生産関連事業に係わる年間販売金額						指標の種類	
	指標式	6次産業化総合調査の農業生産関連事業の総額（百万円）						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	17,200	18,600	20,000	0	0	0	0	
実績b	20,800	0	0	0	0	0	0		
b/a	120.9%	0%	0%						
東北及び全国の状況 東北6位、全国39位（令和元年度）									
②データ等の出典 6次産業化総合調査（農林水産省）									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 03月 ○ 翌々年度 月									

指標 II	指標名							指標の種類	
	指標式							○ 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a/b									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ○ a ● b ○ c	○ A ● B ○ C
	理由 農林漁業者等からの相談に幅広く対応するとともに、具体的な課題を抱える農林漁業者等には専門的に支援していくことが必要である。また、異業種が連携する機会の創出が求められている。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ○ a ● b ○ c	
	理由 異業種と連携した商品開発や販路開拓の支援などニーズに対応した事業である。	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ○ a ● b ○ c	
理由 □ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの ■ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
理由 6次産業化サポートセンターの設置は、国要綱により県事業とされている。また、産学官金が参画するクラスター協議会への支援は、県全域で連携を図る必要があり、県が率先して実施すべきである。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 農林水産省の6次産業化総合調査結果は、翌年度の3月末に公表されることから、現時点では達成率を算出できないが、令和元年度の実績は208億円と令和3年度の目標に達している。	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 電子メールやオンライン会議を活用した情報提供・情報共有により、事務費の縮減に努めている。	● B ○ C
	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	6次産業化の取組は着実に進展しているものの、規模が小さく、所得向上や雇用創出への貢献度はまだまだ低い状況である。6次産業化サポートセンターにおける農林漁業者等支援やクラスター協議会による地域農産物を活用した商品開発等への支援を引き続き行うことにより、更なる所得や雇用の増大に結びつけていく。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了
	(2次評価対象外)	
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	03040102	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略
事業名	土地改良区体制強化事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
		指標コード	01	施策目標(指標)名	異業種連携による6次産業化の促進
部局名	農林水産部	課室名	農地整備課	班名	土地改良指導班
				(tel)	1832
				担当課長名	舂谷 雅広
				担当者名	小野寺孝

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成20年度 ~ 令和07年度	
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>近年、農業従事者の高齢化・後継者不足、農村地域の都市化・混住化に伴う集落機能の低下等に起因して、土地改良施設の管理が複雑化・困難化している現状にある。また、食糧供給力の確保・強化のため、担い手の育成と合理的な水管理、土地利用調整による面的な利用集積が喫緊の課題となっている。このような情勢の中、土地改良区等の土地改良事業の実施主体は、①社会資本である土地改良施設のおおむねを管理し、地域社会と連携した管理が担えること、②施設の管理等を効率的に実施できること、③換地業務を通じた土地利用調整を図り得ること等、地域に密着した組織体であり、これらの重要な役割を十全に発揮することが従来に増して期待されている。</p>		<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>○土地改良施設の適切な診断・管理、苦情・紛争対策、財務管理強化重点地区への指導等による、土地改良施設管理の円滑化及び事業運営の透明化やガバナンスの強化 ○換地事務に関する指導・研修並びに異議紛争の未然防止のための指導助言による換地事務の適正かつ円滑な推進及び農用地の利用集積の推進 ○土地改良区の組織運営基盤の強化による、施設の維持管理の充実、組織体制の強化、経費節減、組合員の負担軽減 (重点施策推進方針との関係) ○重点事業 ●その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>土地改良区等が行う施設管理や農地利用集積等の諸問題に的確かつ機敏に対応できるよう、担い手の育成と合理的な水管理、土地利用調整による面的な利用集積等を推進し、総合的な支援指導の実施が求められている。また、土地改良区の組合員数や地区面積は減少傾向にある一方、市町村の広域合併や「日本型直接支払」制度への参画、T P P問題等、農業を取り巻く情勢の変化に伴い、土地改良区が新たな役割に的確に対応するための体質強化が緊急の課題となっている。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 土地改良区等、市町村、秋田県土地改良事業団体連合会</p> <p>②事業の対象者・団体 土地改良区、市町村、土地改良換地士その他換地技術者</p> <p>③達成のための手段</p> <p>○秋田県土地改良事業団体連合会が行う施設・財務管理強化対策事業等に対して助成する。 ○土地改良区の合併計画樹立や、業務合理化に向けた事務機器等の整備等の経費に対して助成する。 ○市町村が行う「農業水利管理体制強化計画」の策定に必要な経費に対し助成する。 ○土地改良区の運営基盤強化に向けた区域拡大に伴う、初期の事務的経費等増高分に対し助成する。</p>		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R02 年 03 月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ○a 増大した●b 変わらない ○c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p>□ アンケート調査 ■ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット</p> <p>□ その他の手法 (具体的に)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>土地改良施設の適切な診断・管理方法の指導、円滑な換地事務のための技術的指導及び研修の実施が求められている。また、土地改良区の運営基盤強化に向け、土地改良区の合併や区域拡大を推進するための手段として、行政等の財政支援が期待されている。国・県による本補助金は、地域で合併等を決定する理由の一つとなっている。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等 ●継続 ○改善 ○見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 土地改良法の改正に伴い、当初土地改良区全体に対しての指導・監督業務が主体だったものから、個別の課題解決のための業務が主体となってきている。 今後、改正法の経過措置期間終了時まで、各土地改良区が改正法に対応した適正な組織運営が出来るよう、本事業により効率的かつ効果的に指導監督していく。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>引き続き、土地改良区の統合整備や人材育成等の体制強化に取り組んだ。</p>		

6. 事業の全体計画及び財源		単位(千円)							
順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	土地改良区施設・財務等管理強化支援事業	秋田県土地改良事業団体連合会が実施する施設・財務管理強化対策事業、受益農地管理強化対策事業並びに研修・人材育成事業に対する補助	37,386	45,262	15,494	15,000	15,000	15,000	
02	土地改良区統合整備促進事業	統合整備に係る計画樹立費用及び業務運営合理化等に必要経費の助成、土地改良区の統合整備促進の方策を検討し、普及推進を図るための経費	4,276	12,276	8,284	400	400	400	
03	農業水利管理体制強化支援事業	市町村が農業水利管理体制強化計画を策定する際に必要経費の助成、土地改良区が区域拡大する際の初期の事務的経費等の増高分に対する助成	1,075	2,039		3,000	3,000	3,000	
財源内記		左の説明	42,737	59,577	23,778	18,400	18,400	18,400	
国庫補助金		土地改良融資事業等指導監督費補助金・水利施設等保全高度化事業費補助金	31,581	43,819	11,889	10,000	10,000		
県債									
その他									
一般財源			11,156	15,758	11,889	8,400	8,400	18,400	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	施設診断・管理指導地区数								指標の種類
指標式	施設診断・管理指導地区数								○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度	
目標a	48	48	48	0	48	0	0	48	
実績b	63	64	0	0	0	0	0	0	
b/a	131.3%	133.3%	0%		0%				
東北及び全国の状況 なし									
②データ等の出典 実績報告書									
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

指標名	研修会開催回数								指標の種類
指標式	研修会開催回数								○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度	
目標a	13	13	13	0	13	0	0	13	
実績b	11	4	0	0	0	0	0	0	
b/a	84.6%	30.8%	0%		0%				
東北及び全国の状況 なし									
②データ等の出典 事業推進委員会資料									
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	○ A ● B ○ C
	【理由】平成29年の法改正に伴い、移行期間中に処理すべき会計方式の変更等について業務が大量に発生、煩雑化しており、支援することは妥当である。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ○ a ● b ○ c	
	【理由】運営基盤の強化に取り組む土地改良区から支援のニーズがあり妥当である。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c	
□ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの ■ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
【理由】農業従事者の高齢化等により土地改良施設管理の複雑・困難化が進む中で、地域に即した組織体である土地改良区の組織体制強化等は地域の安全安心を確保していく上でも重要であり、土地改良法により改良区への指導監督が義務づけられた県による関与が妥当である。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 改正法に対応した研修メニューの設定など、土地改良区のニーズに応えた内容の研修会を実施した。	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 土地改良区の統合整備推進による土地改良区数の減に伴い、全県3地区で開催していた研修会等を1地区での開催にするなど、コスト縮減に向けた取組を行っている。 また、統合整備による土地改良区の運営基盤強化や、土地改良区数の減少により、土地改良区指導に係る業務の効率化が図られている。	○ A ● B ○ C
	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了 土地改良法の改正に伴い、当初土地改良区全体に対しての指導・監督業務が主体だったものから、個別の課題解決のための業務が主体となってきている。 今後、改正法の経過措置期間終了時まで、各土地改良区が改正法に対応した適正な組織運営が出来るよう、本事業により効率的かつ効果的に指導監督していく。	
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了 (2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	03040201	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略
事業名	県産農産物マッチング推進事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
		指標コード	02	施策目標(指標)名	企業とタイアップした流通・販売体制の構築
部局名	農林水産部	課室名	農業経済課販売戦略室	班名	販売戦略班
				(tel)	1771
				担当課長名	本郷正史
				担当者名	黒政美代子

評 価 対 象 事 業 の 内 容

<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 県産農産物の流通は、これまでJA系統を通じた卸売市場等への委託販売に大きく依存してきたが、近年は、実需者ニーズの把握に努め、産地との個別マッチング活動を推進してきた。 国の農政改革等により産地間競争が激化する中において、消費者・実需者の多様なニーズに的確に対応するためには、引き続き、マーケットインの視点を重視した流通販売体制を強化するとともに、農業法人やJA等の販路開拓に向けた取組を支援する必要がある。</p> <p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 産地間競争が一層激化する中において、増加する加工・業務用需要や多様化する消費者・実需者ニーズを生産面に十分反映させるまでには至っていない。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により商談活動・プロモーション活動が制限される。</p> <p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R03 年 03 月) ②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 ■ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法 (具体的に) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 ○ 農業者にとって、効果的な販売促進活動が課題となっている。 ○ 農産物の高付加価値について生産と販売の両面で取り組む必要がある。等</p>	<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか) 県産農産物の生産から販売まで一体的に取り組む流通販売体制を整備し、マーケットインの視点による生産・販売を促進するとともに、実需者ニーズの把握や個別マッチング活動を強化し、販売力を向上させる。 (重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p> <p>4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県 ②事業の対象者・団体 消費者、実需者、生産者 ③達成のための手段 ○首都圏等マッチングサポート体制の整備 ○量販店・社員食堂での県産農産物PR ○商談機会の提供</p> <p>5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 産地間競争が一層激化する中において、加工・業務用需要の拡大や多様化するニーズ等に的確に対応し、複合型生産構造への転換や農業所得の向上を図るためには、今後もマーケットインの視点を重視した生産・販売対策を推進していく必要がある。 ②評価に対する対応</p>
---	---

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	首都圏等マッチングサポート体制整備事業	首都圏企業への訪問等による個別マッチング活動を強化し、生産者やJA等の販路開拓をサポートする。	11,020	9,772	12,141				32,933
02	量販店・社食でのPR事業	県産農産物の認知度向上を図るため、関西圏の消費者をターゲットとして量販店でのプロモーションを行うとともに、大手企業の社員食堂においてフェアを実施する。	1,380	427	1,362				3,169
03	商談機会提供事業	首都圏の中間流通業者が開催する商談会に出展し、農業法人やJA等に商談機会を提供するほか、実需先のパイヤーを招へいし、農業法人やJA等とマッチングを行う。	755	88	543				1,386
財源内記			左の説明						
	国庫補助金		13,154	10,286	14,046				37,488
	県債								
	その他の	農林漁業振興臨時対策基金繰入金	13,154	10,286	14,046				55,209
	一般財源								-17,721

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	マッチング成約件数							指標の種類
指標式	県が実施する販路開拓支援関係事業や県が仲介するマッチングの成約件数							○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	180	190	200	0	0	0	0	
実績b	425	400	0	0	0	0	0	
b/a	236.1%	210.5%	0%					
東北及び全国状況								
②データ等の出典 農業経済課販売戦略室調べ								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月								

指標名								指標の種類
指標式								○成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0	
a/b								
東北及び全国状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 理由 [加工・業務用需要の拡大など販売環境の変化に対応するためには、生産者・実需者・行政が一体となって販売力強化に取り組む必要がある。]	○ A ● B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 理由 [消費者・実需者ニーズに対応したマーケティング活動を展開することにより、販売力の強化が図られる]	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ○ a ● b ○ c □ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの ■ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	理由 [農産物の販売力強化は、生産者や関係団体が主体的に取り組むものであるが、県が関与することで実需者ニーズに基づく産地づくりを効率的に推進できる。]	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果 / 令和2年度の決算額〕 / 〔令和1年度の効果 / 令和1年度の決算額〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額 / 令和1年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 オンラインによる商談活動の導入による経費の縮減	○ C
	総合評価 ○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ● E 終了 実需者のニーズの把握とマッチング成立に向けた生産現場のフォローによりマッチング件数は増加しているが、継続取引のための農業者等のスキル向上、新型コロナウイルス感染症拡大による商談・PR機会の減少や消費行動の変化によるニーズの変化が課題としてあげられる。新たな需要形態のニーズ把握とニーズに対応する産地体制づくりや農業者の収益に直結する取引の支援を継続して行う必要がある。	
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 (2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	03040205	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略
事業名	県産農産物販売力強化支援事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
		指標コード	02	施策目標(指標)名	企業とタイアップした流通・販売体制の構築
部局名	農林水産部	課室名	農業経済課販売戦略室	班名	販売戦略班
				(tel)	1771
				担当課長名	本郷正史
				担当者名	田子健太郎

評価対象事業の内容		事業年度	令和02年度 ~ 令和04年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>近年は、実需者が産地と接点を持ち、取引を進める動きが強くなっているものの、本県では、農業者や生産団体の商談体制が整っておらず、取引が成立しない事例が多く見られる。このような状況を打開するためには、多様な実需ニーズを逃さず、農業者等が積極的に商談に臨めるようスキルの向上を図るとともに、県外や海外への販路開拓活動を支援する必要がある。</p> <p>また、園芸メガ団地等の取組により、ロットやオリジナル品種等の強みはあるものの、付加価値等を訴求した商品づくりが進んでいないことから、品質や価格の両面で県産農産物を牽引するトップブランド農産物の創出を支援する必要がある。</p>	<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>自ら販路拡大に取り組む農業者等を育成し、県外や海外への展開を促進するほか、農業者と事業者が連携しながら、これまでにない付加価値等を訴求した農産物のブランド化に向けた取組を支援し、稼ぐ力と所得の向上を図る。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>多様な実需ニーズを逃さず、農業者等が積極的に商談を行い、成約に結びつけるスキルが十分ではない。また、品質や価格で県産農産物を牽引する付加価値等を訴求した商品づくりが進んでいない。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県、農業者、事業者等</p> <p>②事業の対象者・団体 農業者、事業者、実需者等</p> <p>③達成のための手段</p> <p>農業者等を対象とした商談スキル向上のための研修会開催や商談会出展や営業活動への支援、農業者と事業者が連携した商品づくり等への支援</p>		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R02年 06月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p>□ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 ■ ヒアリング □ インターネット</p> <p>□ その他の手法 (具体的に)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>○ 農業者にとって直接取引に対応できる商談スキル等の向上や販路拡大への支援が求められている。</p> <p>○ 卸、仲卸事業者からは品質や価値を訴求した農産物生産が求められている。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>実需者が産地と接点を持ち、取引を進める動きが強くなっている中において、多様なニーズを逃さず取引を成立させるためには、今後も商談スキル等の向上を図り、販路開拓活動を支援していく必要がある。併せて、ロットやオリジナル品種等の強みを活かした、県産農産物を牽引する商品づくりを支援していく必要がある。</p> <p>②評価に対する対応</p>		

6. 事業の全体計画及び財源		単位(千円)							
順位	事業内訳	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	農業者等営業力強化事業	自ら販路開拓に取り組む農業者等を対象に、販路開拓の専門家を派遣して商談ノウハウの習得を支援するとともに、実需者との商談機会を提供して商談経験を蓄積する。	8,053	2,922	4,993				15,968
02	あきたトップブランド創出支援事業	付加価値やブランド力のあるプレミアムな農産物の新たな規格設定や生産から集荷・選別方法の確立、テストマーケティング等の取組に係る経費に対し助成する。		1,093	1,078				2,171
財源内訳		左の説明	8,053	4,015	6,071				18,139
国庫補助金									
県債									
その他の		農林漁業振興臨時対策基金繰入金	8,053	4,015	6,071				
一般財源									18,139

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標 I	指標名	県が支援し商談体制を整備した事業者数 (累計)						指標の種類	
	指標式	県が支援し商談体制を整備した事業者数 1 2 件/年						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	12	24	36	0	0	0	36
実績b	0	12	0	0	0	0	0	0	
b/a		100%	0%	0%					
東北及び全国状況									
②データ等の出典 農業経済課販売戦略室調べ									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月									
指標 II	指標名	生産者と事業者が連携し付加価値のある商品開発に取り組んだ数 (累計)						指標の種類	
	指標式	生産者と事業者が連携し付加価値のある商品開発に取り組んだ数 2 件/年						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	2	4	6	0	0	0	6
実績b	0	2	0	0	0	0	0	0	
b/a		100%	0%	0%					
東北及び全国状況									
②データ等の出典 農業経済課販売戦略室調べ									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1 次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c
	理由	農業者が多様なニーズを逃さず成約に結びつけるためには商談スキルの向上に取り組む必要がある。また、付加価値等を訴求した多様な商品づくりを行い販売力を強化する必要がある。
	住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c
	理由	販路開拓を行う農業者や、産地と多様な商品を直接取引したい実需者、消費者のニーズに対応しており妥当である。
	県関与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担)	○ a ● b ○ c
理由	農産物の販売力強化や商品づくりは、生産者や関係団体が主体的に取り組むものであるが、県が関与することで実需者ニーズに基づく産地づくりを効率的に推進できる。	

1 次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性 (費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 オンラインによる研修会や個別指導を導入し、事務経費を縮減	○ C
	総合評価 ● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	産地間競争が一層激化する中であって、多様化する実需者からの取引ニーズへの柔軟な対応や、付加価値のあるプレミアムな農産物の創出による稼ぐ力と所得の向上を図るためには、今後もマーケットインの視点を重視した生産・販売対策を推進していく必要がある。
2 次評価		評価結果
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	03040303	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略
事業名	農産物グローバルマーケティング推進事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
		指標コード	03	施策目標(指標)名	秋田の強みを生かした農林水産物の輸出促進
部局名	農林水産部	課室名	農業経済課販売戦略室	班名	販売戦略班
				(tel)	1771
				担当課長名	本郷正史
				担当者名	加藤はなゑ

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 日本国内では、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小傾向にあり、農家所得への影響が懸念される。このため、国内にとどまらず海外への販路を組み合わせることにより、農家所得の確保につなげることが必要となっている。</p> <p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 本県の農産物輸出のターゲット国における日本産品の消費者ニーズの変化や、食文化の違いが、購買行動に影響するため、日本国内と同様の売込方法では通用せず、海外のニーズを捉えた販売対策が求められる。また、輸出規制を設定している国に対しては、規制条件に適合できる生産出荷体制の整備が必要となり、産地側での対応が求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生による新たな生活様式の導入の影響で、海外消費者の購買行動の変化が大きく、従来の取引に加え、新たなニーズへの対応が求められている。</p> <p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R02 年 05 月) ②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した ③ニーズの把握の方法 ■ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 ■ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法 (具体的に) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 ○ 農家所得の向上につながり、生産者の意欲を喚起する施策を実施して欲しい。 ○ 小ロットでも輸出につなげられる体制整備や、県産農産物や県自体の認知度向上に向けた施策を実施して欲しい。 ○ 海外消費者の需要動向を的確に捉えられるような情報提供を求める。</p>	<p>3. 事業目的 (どういう状態にしたいのか) 多様な輸出ルートの開拓を推進するとともに、民間企業と連携した海外ニーズ調査や、県産品の流通販売網の構築に取り組みとともに、産地側の輸出規制対応に向けた生産・販売体制の整備や、農業者等の取組促進により、県産農産物の輸出拡大を図る。 (重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p> <p>4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県 ②事業の対象者・団体 生産者、流通業者、輸出業者 ③達成のための手段 ○ 海外市場の動向調査及び輸出入企業と連携した輸出ルートの開拓 ○ インバウンド等を対象としたテストマーケティングや商品づくり ○ 輸出規制に対応できる生産出荷モデルづくり ○ 生産者や流通事業者の新規取組者の掘り起こし</p> <p>5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) テストマーケティングや輸入事業者への営業活動を行った結果、海外消費者のニーズを的確に把握し、海外実需者へ売り込むための販売手法を構築する必要があることが分かった。また、輸出先国の植物検疫条件に応じた生産地側の体制づくりにおいて未整備の部分があるため、農業者が輸出に取り組むための産地整備が必要である。 ②評価に対する対応</p>
--	---

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	グローバル企業連携輸出ルート拡大事業	取引実績のある輸出企業との連携強化や、新たな企業開拓に取り組み、輸出ルート拡大を図る。	883	56	903				1,842
02	AKITAグローバルマーケティング事業	沖縄県に県産農産物の情報発信拠点を設け、沖縄を起点としたアジア圏への輸出ルートの構築を図る。	10,062	106	9,981				20,149
05	輸出規制対応産地体制整備事業	台湾の植物防疫条件等に対応した栽培・防除体系を確立するほか、果樹産地への輸出対応技術の普及を図る。		2,047	1,568				3,615
06	グローバル産地形成支援事業	輸出国のニーズや規制等に対応した産地を形成するため、経営戦略として輸出に取り組む農業者等を支援する。		2,739	10,000				12,739
	財源内記	左の説明							
	国庫補助金	農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金	10,945	4,948	22,452				38,345
	県債			2,739	10,000				12,739
	その他の	農林漁業振興臨時対策基金	10,945	2,209	12,452				25,606
	一般財源		0						

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名	県が支援して輸出に向けたテストマーケティングに取り組む事業者数						指標の種類	
	指標式	県が支援して輸出に向けたテストマーケティングに取り組む事業者数 3件/年						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	3	6	9	0	0	0	0	9
実績b	3	6	0	0	0	0	0	0	
b/a	100%	100%	0%						
東北及び全国状況 なし									
②データ等の出典 農業経済課販売戦略室調べ									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月									
指標Ⅱ	指標名							指標の種類	
	指標式							○ 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0
実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	
a/b									
東北及び全国状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来ない理由									
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標Ⅰ) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標Ⅱ) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 新たな海外マーケット開拓には、需要喚起を目的とした販促PRや、マーケティング活動に重点的に取り組む必要があり、投資的費用が占めるため、縮減の発現が小さい。	○ A ● B ○ C
	総合評価 ○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ● E 終了 これまで、県産品のテストマーケティングや、輸出入事業者との連携により、秋田米や秋田牛、果実における大ロットの輸出ルートの構築と輸出量の増加につながった。課題として、更なる輸出拡大に向けた中小ロットの輸出ルート構築にむけた物流コスト低減の仕組みづくり、輸出規制対応に対応した生産出荷体制の整備、農業者等の取組拡大が上げられる。また、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の激変により、海外の購買動向も大きく変化しているため、海外ニーズを的確にとらえた販路開拓が課題となっており、課題解決に向けた継続した輸出促進対策が必要である。	○ A ● B ○ C
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	
	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】輸出促進における課題解決に向けた事業内容となっている。	○ A ● B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】輸出に関心のある農業者のニーズに対応した事業である。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ○ a ● b ○ c □ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの ■ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	【理由】輸出ルートの開拓に向けて、産地の輸出規制対応体制整備や、輸出ターゲット国での消費動向の変化を捉えたマーケティング活動に県が取り組むことで、取組事例の蓄積が効果的に実施できるとともに、県内全域への波及効果が大きく、加速的に取組を促進できる。	
政策評価委員会意見		

事業コード	03040401	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略						
事業名	秋田県獣医師職員確保対策事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化						
		指標コード	04	施策目標(指標)名	GAP等による安全・安心対策の強化と環境保全型農業の推進						
部局名	農林水産部	課室名	畜産振興課	班名	家畜衛生班	(tel)	1808	担当課長名	畠山英男	担当者名	工藤一磨

評 価 対 象 事 業 の 内 容											
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>食の安全・安心を確保するために、公務員獣医師が果たすべき役割は以前に比べ格段に重みを増してきている。しかしながら、秋田県では公務員獣医師の人員が不足しており、その確保が喫緊の課題となっている。このため、獣医系大学の学生や獣医師免許取得者(以下「学生等」という。)に対し公務員獣医師の業務の意義や魅力を多方面からPRするとともに、獣医師修学資金給付事業等を活用し、獣医師職員を計画的に確保する必要がある。</p>						<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>毎年2名以上の獣医師職員を計画的に採用することにより獣医師不足を解消し、本県の家畜衛生対策等の強化及び畜産物の生産性向上等を図る。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p>					
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>獣医学生の小動物臨床志向者の割合は依然として高く、公務員を志望する学生数が少ない状況である。また、獣医学生は首都圏出身者の割合が大きいこともあり、地方に位置する多くの自治体では、獣医師確保に苦慮している。</p>						<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県、(公社)秋田県農業公社、(公社)中央畜産会</p> <p>②事業の対象者・団体 獣医学科のある大学において、獣医学を専攻する学生および県内の高校3年生</p> <p>③達成のための手段</p> <p>獣医系大学の学生には、獣医師職員の業務の意義や魅力を多方面からPRするとともに、修学資金給付事業の活用を促し獣医師職員を確保する。特に、本県出身者に対しては、公務員獣医師へ強く誘引する。また、高校生を対象とした体験型研修の実施により、公務員獣医師の魅力がPRする。</p>					
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R02年 07月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p>□ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット</p> <p>■ その他の手法 (具体的に 獣医系大学の本県出身者等の意向把握)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>獣医系大学のうち、特に授業料が高額な私立大学における修学資金のニーズが高まっている。また、県内高校生において地域産動物獣医師養成確保事業への要望が高まっている。</p>						<p>5. 昨年度の評価結果等 ○ 継続 ● 改善 ○ 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 獣医師修学資金給付事業については、大学卒業時までの給付を前提としていることから、継続して実施する。受験者確保対策における獣医系大学訪問や採用試験の方法について、効率的な実施を図るとともに、獣医師のスキルアップ研修のあり方について再検討を行っていく。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>令和2年度は10名の獣医学生等に修学資金を給付した。また、2日間で実施してきた採用試験を1日で実施する方式に見直したほか、獣医大学生への情報発信や本県出身学生への声かけ、インターンシップ研修の受入など、経費縮減と受験者確保対策に努めた。</p>					

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)	
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画		
01	地域産動物獣医師養成確保事業	産業動物獣医師を養成確保するため、私立獣医系大学の地域枠(推薦入学) 合格者に対し、本県への就職を条件とした修学資金を給付する。	2,360	2,836	5,080	5,080	5,080	5,080			
02	獣医師修学資金給付事業	産業動物獣医師を養成確保するため、獣医系大学の学生に対し、本県の就職を条件とした修学資金を給付する。	11,880	10,740	11,880	11,880	11,880	11,880			
03	受験者確保対策事業	本県の獣医師職員を確保するため、獣医系大学の学生等に対し獣医師職員の業務の意義や魅力を多方面からPRし、本県への就職を誘引する。	599	133	487	487	487	487			
04	産業動物臨床獣医師連携体制構築モデル事業	獣医師不足を補うため、家保職員と産業動物臨床獣医師が実施する牛大規模農場の繁殖検査や公共牧場等での衛生検査において、効率的な検査や治療ができる体制を構築する。	385	241	201	201	201	201			
財源内記			左 の 説 明		15,224	13,950	17,648	17,648	17,648	17,648	
国庫補助金											
県債											
その他											
一般財源					15,224	13,950	17,648	17,648	17,648	17,648	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標I	指標名	獣医師職員が本県に採用された人数						指標の種類	
	指標式	獣医師職員が本県に採用された人数						●成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	2	2	2	0	0	0	0	
実績b	1	2	0	0	0	0	0		
b/a	50%	100%	0%						
東北及び全国の状況 全国における採用率（採用数/募集数）は全国集計で59.6%である。									
②データ等の出典 全国家畜衛生職員会調査									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月									

指標II	指標名							指標の種類	
	指標式							○成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
b/a									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c
	理由	公務員獣医師が果たす役割は益々重要となっている中、本県では依然として獣医師職員が不足していることから、県内における安定した獣医療提供のために、引き続き獣医師確保対策事業の継続が必要である。
	住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c
	理由	社会的に大きな影響を与える豚熱や人畜共通感染症の発生予防やまん延防止などに対応し、消費者への安全・安心な畜産物供給を支える獣医師職員が不足している現状を早急に改善する必要がある。
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c
理由	□ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
理由	家畜伝染病予防法に基づく疾病の発生予防やまん延防止は都道府県獣医師職員である家畜防疫員が実施することとされていることから、県が獣医師職員を自ら確保する必要がある。また、志望学生の絶対数が少なく、他県や民間と競合することから、県による実施が不可欠である。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 必要経費を精査し、事業費の縮減に努めている。	○ C
	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	獣医師修学資金給付事業については、学生との契約による定額資金の給付のため、継続して実施する。受験者確保対策における獣医系大学等への情報発信や採用試験の方法について、効率的な実施を図るとともに、獣医師職員の技術習得のあり方について再検討を行っていく。

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	03040404	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略						
事業名	土壌環境総合対策事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化						
		指標コード	04	施策目標(指標)名	GAP等による安全・安心対策の強化と環境保全型農業の推進						
部局名	農林水産部	課室名	水田総合利用課	班名	土壌・環境対策班	(tel)	1785	担当課長名	草薙 郁雄	担当者名	平谷 朋倫

評価対象事業の内容											
1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 本県では鉱山活動に起因するカドミウム汚染が問題となっており、米産県として安全な秋田米の生産・流通を確保することが、緊急かつ最重要課題となっている。 このため、土壌汚染地域の恒久対策(客土等)を行うほか、汚染米が発生するおそれのある地域における湛水管理やロット調査(生産者別の玄米濃度調査)により、カドミウム汚染米の生産・流通防止対策を図ることが必要である。				3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか) 土壌汚染地域やその周辺地域等を対象に、次の4項目を実施してカドミウム汚染米の生産及び流通防止を図ることにより、生産者・消費者の双方が安心できる体制を構築する。 ①作らない：湛水管理等の吸収抑制対策の実施 ②出さない：ロット調査による分析 ③売らない：県による買入処理事業 ④直す：客土等の実施 (重点施策推進方針との関係) ●重点事業 ○その他事業							
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 近年、消費者の食の安全性に対する関心が高まっており、安全な米の流通確保はこれまで以上に重要となっていることや、食品衛生法における米の規格基準値が0.4ppm以下に改正されたことから、カドミウムによる土壌汚染対策を徹底する必要がある。 しかし、カドミウム汚染米の発生量は、土壌中の濃度よりも天候や栽培状況に大きく左右されることや、恒久的な対策手法である客土等の実施には、多額の費用や長い年月を要することが課題となっている。				4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県、市町村、農業団体等 ②事業の対象者・団体 カドミウムの土壌汚染地域及びその周辺部等汚染米の発生の恐れのある地域の農業者 ③達成のための手段 ①細密調査により土壌汚染地域を特定し、早急に恒久対策を実施 ②湛水管理などの吸収抑制対策における地域が一体となった取組体制の強化 ③ロット調査の精度確保のために県によるクロスチェックの実施 ④基準値を超過した汚染米の買入処理							
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R02年 07月) ②ニーズの変化の状況 ○a 増大した ●b 変わらない ○c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 ■ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法 (具体的に 秋田県農用地土壌汚染防止対策推進会議) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 カドミウム低吸収品種の開発促進及び早期導入。				5. 昨年度の評価結果等 ●継続 ○改善 ○見直または休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律における細密調査により、汚染地域を特定するとともに、恒久対策の実施については、引き続き関係機関と協議を進める。また、汚染米が発生する可能性がある地域に対しては、今後も吸収抑制対策の指導を徹底し、汚染米の発生がゼロとなるよう取組を継続していく必要がある。 ②評価に対する対応							

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)	
順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画		
01	土壌汚染対策調査事業	汚染地域を特定するための細密調査を行う。	1,834	2,360	3,667	3,667	3,667	3,667			
02	安全な秋田米生産対策事業	土壌汚染対策に関する協議会の開催、吸収抑制栽培指導、湛水管理の支援対策を行う。	24,831	16,475	24,472	24,472	24,472	24,472			
03	安全な秋田米流通対策事業	出荷団体によるロット調査の分析精度(クロスチェック)の確保を行う。	2,298	2,220	2,681	2,681	2,681	2,681			
04	カドミウム汚染米買入処理事業	カドミウム汚染米が市場に流通するのを防止するため、汚染米を買入し、非食用として処理する。	70,616	169,648	142,198	142,198	142,198	142,198			
財源内記			左の説明		99,579	190,703	173,018	173,018	173,018	173,018	
国庫補助金			消費・安全対策交付金		5,699	7,480	8,108	8,108	8,108	8,108	
県債											
その他			人工骨材原料用米粉売払収入及びコンソーシアム受託事業収入		10,144	24,299	20,318	20,318	20,318	20,318	
一般財源					83,736	158,924	144,592	144,592	144,592	144,592	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名								指標の種類
	指標式								○成果指標 ○業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	
	b/a								
	東北及び全国状況								
	②データ等の出典								
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								
指標Ⅱ	指標名								指標の種類
	指標式								○成果指標 ○業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	
	b/a								
	東北及び全国状況								
	②データ等の出典								
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	カドミウム汚染米の発生防止は、米産県として最重点課題であり、汚染米の発生をゼロとすることが目標であるため指標化が困難である。
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	・生産者における汚染米生産防止対策の意識徹底。 ・秋田県土壌汚染防止対策推進会議における意見交換。 ・各地域ごとに開催する土壌保全対策検討部会における意見交換。

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	○ A ● B ○ C
	理由 本県における課題を解決するため、食品衛生法や農用地の土壌汚染防止等に関する法律を踏まえた事業を実施している。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ○ a ● b ○ c	
	理由 農産物の安全・安心への関心は高く、本事業の実施は妥当である。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c	
理由 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
理由 農用地の土壌汚染防止等に関する法律による対策地域の指定は都道府県知事が行うものであり、汚染の状況の常時監視は法廷受託事務である。また、県産米全体への風評被害を防止するため、生産・流通防止について県が関与する必要がある。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 明確な指標化は困難だが、カドミウム汚染米を隔離・処理することで、安全・安心な米の供給が実現しており、事業の有効性を示している。	○ A ● B ○ C
	効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標Ⅰ) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標Ⅱ) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】
総合評価	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 市町村毎にカドミウム含有米生産防止対策に係る生産防止計画を策定し、湛水管理の徹底による汚染米の発生数量削減に取り組んでいる。	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了
	農用地の土壌汚染防止等に関する法律における細密調査により、汚染地域を特定するとともに、恒久対策の実施については、引き続き関係機関と協議を進める。また、汚染米が発生する可能性がある地域に対しては、今後も吸収抑制対策の指導を徹底し、汚染米の発生がゼロとなるよう取組を継続していく必要がある。	

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C	有効性 - A - B - C	効率性 - A - B - C
総合評価		○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了
(2次評価対象外)		
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	03040405	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略						
事業名	日本型直接支払交付金事業 (豊かな環境保全型農業推進事業)	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化						
		指標コード	04	施策目標(指標)名	GAP等による安全・安心対策の強化と環境保全型農業の推進						
部局名	農林水産部	課室名	水田総合利用課	班名	土壌・環境対策班	(tel)	1785	担当課長名	草薙 郁雄	担当者名	大張 智

評価対象事業の内容											
1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 農業は、食料の供給機能のほか、環境保全といった多面的機能を有している。しかしながら近年、化学肥料・化学合成農薬への過度の依存がみられ、地球温暖化等による営農環境への影響が懸念されている。このようなことから、農業における地球温暖化防止、生物多様性保全への貢献が重要な課題となる中、化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減した上で地球温暖化防止等に効果が高い農業生産活動を推進することが求められている。				3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか) 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い農業生産活動を普及拡大することにより、農地の保全や安全安心な農産物の供給を図る。 (重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業							
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い農業生産活動の普及推進を図っていく必要がある。平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、法に基づく事業に移行した。また、農業者の連携によるまとまりをもった取組を推進するため、個人申請から複数の農業者で構成する農業者団体が申請主体となった。				4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 農業者団体等 ②事業の対象者・団体 農業者団体等 ③達成のための手段 営農活動において化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、次の取組を実践。①有機農業、②堆肥の施用、③カバークロップ、④リビングマルチ、⑤草生栽培、⑥不耕起播種、⑦長期中干し、⑧秋耕のほか、冬期湛水や総合的病害虫・雑草管理 (I P M) と組み合わせた畦畔除草及び秋耕							
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R02 年 10 月) ②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット ■ その他の手法 (具体的に 市町村への要望調査) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 消費者の食の安全・安心へのニーズの高まりを受けて、化学肥料・化学合成農薬に過度に依存した営農活動が引き起こす環境悪化について、生産者の関心が高まっている。				5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直または休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 環境保全型農業直接支払交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき実施している制度であり、令和元年度で5年間の事業期間が終了するが、令和2年度から次期対策として制度の見直しが行われることから、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業として継続して取り組んでいく。 ②評価に対する対応 引き続き同様に事業を実施した。							

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)	
順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画		
01	環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減した上で、地球温暖化防止等に効果が高い農業生産活動に取り組む農業者に対して助成する。	72,648	100,507	118,833	118,833	118,833	118,833	575,839		
02	環境保全型農業推進事業	市町村等の直接支払交付金に係る事務に要する経費に対して助成する。	740	618	1,399	1,399	1,399	1,399	6,412		
財源内記			73,388	101,125	120,232	120,232	120,232	120,232	582,251		
国庫補助金		環境保全型農業直接支払交付金、環境保全型農業直接支払推進交付金	49,135	67,607	80,408	80,408	80,408	80,408	80,408		
県債									0		
その他の											
一般財源			24,253	33,518	39,824	39,824	39,824	39,824	501,843		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標 I	指標名	環境保全型農業直接支払実施面積 (単位: h a)						指標の種類	
	指標式	"						○ 成果指標 ● 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	1,450	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	
実績b	1,519	4,204	0	0	0	0	0		
b/a	104.8%	210.2%	0%	0%	0%	0%			
東北及び全国状況									
②データ等の出典 環境保全型農業直接支払交付金実施結果報告書									
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
指標 II	指標名							指標の種類	
	指標式							○ 成果指標 ● 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
b/a									
東北及び全国状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 00月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】地球温暖化防止や生物多様性の保全といった課題に適した事業目的としていることから妥当である。	● A ○ B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】消費者の農作物に対する安全・安心のニーズは高く、農業者の取組も増加しており、ニーズに対応した取組を後押しする事業である。	
	県関与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	【理由】環境保全型農業直接支払交付金は、「農業の有する多面的機能の促進に関する法律」において、国、都道府県、市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効率的に支援を行うこととなっている。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性 (費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ○ B ● C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ○ b 取組んでいる ● c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 「農業の有する多面的機能の促進に関する法律」に基づき、国、都道府県、市町村が事業費を負担しており、事業費の削減はできない。ただし、事業目的である地球温暖化防止や生物多様性の向上に、より効果の高い農法を選択し事業を推進するよう努力している。	● C
	○ A 継続 ● B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	環境保全型農業直接支払交付金は、「農業の有する多面的機能の促進に関する法律」に基づき実施している制度である。令和元年度までの5年間の事業による評価を踏まえ、令和2年度からは、事業目的の達成に向けてより効果の高い農法に見直しを図られており、引き続き事業を継続して取り組む。
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	03040502	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略
事業名	CSF等緊急防疫対策事業	施策コード	04	施策名	農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
		指標コード	05	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	農林水産部	課室名	畜産振興課	班名	家畜衛生班
				(tel)	1808
				担当課長名	畠山英男
				担当者名	安田 正明

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	令和01年度 ~ 令和09年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 国内で感染が拡大している豚熱(CSF)の終息の目処が立たない状況に加え、近隣アジア諸国でアフリカ豚熱(ASF)が猛威を振るっており、国内への侵入が危ぶまれている。これらの病原体を媒介する野生イノシシ等の侵入を防ぐため、養豚場における野生動物侵入防止用の防護柵設置が令和2年11月から義務づけられることになった。そこで、県内の養豚場における防護柵設置を支援し、野生イノシシ等の農場内侵入防止に向け万全の防疫体制を構築する。また、発生に備え、家畜保健衛生所の検査体制整備や迅速な初動防疫体制及び豚熱ワクチン接種体制を構築するなど体制強化を図る。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 県内全養豚場の周囲に野生イノシシ等侵入防止用の防護柵を設置し、県内畜産物の安全・安心な生産体制の維持及び養豚産業の安定経営を実現する。野生イノシシの遺伝子検査を実施し県内の浸潤状況を把握する。豚熱ワクチンの安定的な接種体制を構築する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) <input type="radio"/> 重点事業 <input checked="" type="radio"/> その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 本県がワクチン接種推奨地域に指定され、ワクチン接種を継続的に実施する必要がある。豚熱、アフリカ豚熱発生防止に向けた野生イノシシの捕獲、検査体制の強化が急務となっている。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 市町村、公益社団法人 秋田県農業公社、秋田県養豚協会、県猟友会</p> <p>②事業の対象者・団体 養豚経営体、家畜保健衛生所</p> <p>③達成のための手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生イノシシの検査体制の整備 ・農場に適した防護柵を設置するよう効果や柵の種類に関する農家への情報提供 ・発生時に備えた埋却演習の実施 ・養豚場への病原体侵入防止のための防鳥ネットの設置 ・豚熱予防ワクチン接種体制の構築 		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者 <input type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R01年 09月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 <input checked="" type="radio"/> a 増大した <input type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p><input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 県内養豚農家が出席する各種会議)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>豚熱、アフリカ豚熱の脅威が続く中、ウイルスの農場侵入リスク低減に向けた対策として、農場敷地周囲への防護柵設置は有効な手段であり、養豚農家からは、早期の設置に向けた支援が求められている。併せて、豚熱予防ワクチンの円滑な接種が求められている。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>②評価に対する対応</p>		

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	検査体制整備事業	飼養豚の豚熱ウイルス浸潤状況調査及び野生イノシシの豚熱、アフリカ豚熱遺伝子検査の実施		3,828	2,112	2,112	2,112	2,112		
02	まん延防止対策事業	空港での靴底消毒、円滑な防疫措置に向けた埋却演習の実施及び養豚場への病原体侵入防止対策		5,505	6,239	6,239	6,239	6,239		
04	野生動物等侵入防止対策支援事業	野生動物侵入防止のため養豚場への防護柵の設置	31,380	45,198						
05	CSF等侵入防止緊急支援事業	緊急的な予防ワクチンの接種		44,701	141,427	141,427	141,427	141,427		
財源内記			左の説明							
国庫補助金		消費・安全対策交付金 家畜伝染病予防費負担金	31,380	99,232	149,778	149,778	149,778	149,778		
県債				52,117	49,074	49,074	49,074	49,074		
その他の		ワクチン接種手数料			173,880	173,880	173,880	173,880		
一般財源			31,380	47,115	-73,176	-73,176	-73,176	-73,176		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み								
指標名	野生イノシシ等の農場侵入防止対策実施農場数（累積）							指標の種類
指標式	-							● 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	18	82	0	0	0	0	0	
実績b	0	82	0	0	0	0	0	
b/a	0%	100%						
東北及び全国の状況 全国の野生動物侵入防止対策の実施率は約90%								
②データ等の出典 畜産振興課調べ								
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

指標名								指標の種類
指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0	
a/b								
東北及び全国の状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	● A ○ B ○ C
	理由 野生動物侵入防止のため、要望する生産者への防護柵の設置等を支援するものであり、課題に的確に対応している。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	
	理由 豚熱発生予防のため、養豚場からは、野生動物侵入防止対策に関する情報提供や支援が求められている。豚熱予防ワクチン接種を計画的に進めることが要望されている。	
県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ● a ○ b ○ c		
理由 野生動物侵入防止対策として防護柵の設置が法で義務付けられ、早期に設置を完了させる必要があることから、衛生対策を指導する県の関与が必要である。ワクチン接種については、家畜防疫員（県職員）が接種することとなっている。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 経費を精査し、事業費の縮減を図っている。	○ C
	総合評価 ● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 令和2年度、国の事業を活用して、要望があった養豚場に野生動物侵入防止のための防護柵を設置した。また、2年12月、本県が豚熱ワクチン接種推奨地域となったことから、初回一斉ワクチン接種を実施し、3年度以降も継続して実施される。今後も国の負担金等を活用して、豚熱発生防止のため本事業を継続する必要がある。	
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	(2次評価対象外)	
● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了		
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		